

平成25年(ワ)第38号 原状回復等請求事件

原告 中島 孝 ほか799名

被告 東京電力株式会社 ほか 1名

意見書

2013(平成25)年6月17日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 安田 純 治

他

被告東京電力株式会社(以下「被告東京電力」という。)の平成25年6月14日付の意見書(「審理進行についての意見書」)に対して、原告らは、下記のとおり反論する。

記

1 被告東京電力の進行意見の要旨

被告東京電力は、意見書において、要旨「(1) 原告が被告東京電力に対して求めているのは精神的損害(慰謝料)の賠償であり、これは原子力損害であって、原子力損害については不法行為の特則たる原子力損害賠償法(以下「原賠法」という。)第3条の定めにより、被告東京電力は無過失であっても責任を負うから、被告東京電力の「故意・過失」について審理をする必要はない、(2) 原告らは、本件事故と因果関係のある損害が原告らに生じたと主張しているのであって、原賠法第3条の要件事実を全て主張している(から、被告東京電力の「故意・過失」について審理をする必要はない)、(3) 本件事故について、被告東京電力には「故意・過失」はない、(4) 被告東京電力は、本件事故被害者の多くに対して、すでに原賠法に基づく賠償を行っており、こうした賠償の実情と異なる審理進行とするのは相当でない」との主張をしている。

2 被告東京電力の進行意見に対する反論

しかし、この被告東京電力の進行意見は、その前提において、原告らの本件訴訟における請求及び主張を根本的に誤解したものといわざるを得ない。

すなわち、本件訴状に記載の請求の趣旨第1項は、被告国と被告東京電力に対し、本件原発事故以前の状況にまで原状回復を求めているものである。そして、同第2項において、原状回復がなされるまでの間の相当額の慰謝料を求めているものである。このように、原告らの被告国及び被告東京電力への請求は、そもそも、金銭賠償のみについて規定している原賠法の定めのとおりであり、被告東京電力が、仮に原賠法第3条の責任を自ら認めたとしても、請求の趣旨第1項の請求には関係しないのである。

そして、原告らは、請求の趣旨第1項の原状回復請求の法的根拠として、訴状において、人格権に基づく原状回復請求のみならず、不法行為に基づく原状回復請求を挙げている。ここから見ても、本件原発事故惹起にかかる被告東京電力の不法行為、すなわち被告東京電力の「故意・過失」の有無は、原告らの本件訴訟における請求の当否を判断するために、審理せざるを得ないのである。

また、不法行為による財産以外の損害に対する賠償（民法710条）としての慰謝料額の算定に際しては、加害者の行為の態様、特に故意か過失か、または過失とした場合のその程度が重要な要素として考慮されるべきものであることは一般に異論のないところである。よって、本件請求にかかる賠償額の算定に際しても、被告東京電力の故意・過失の有無はあきらかにされるひつようがあるものである。

3 原告らが本件訴訟の審理進行にあたり求めること

本件訴訟の原告らは、本件訴訟において、本件原発事故にかかる被告国及び被告東京電力の「故意・過失」すなわち加害責任を明らかにすることを強く求める

ものであり、また、そのために必要な主張・立証に全力をあげて努力するものである。

それは、本件訴訟の原告ら全員の強い願いである。

なぜ、原告らが、被告らの加害責任を明らかにすることを求めるか。それは、本件原発事故後の被告国及び被告東京電力の事故対応が、被害者に対する誠意を全く欠いたものだからである。

被告国は、本件原発事故の後、被告国が自ら原子力発電を推進してきたという「社会的責任」を負うとしながら、賠償問題については被告東京電力が第一義的な責任を負うべきものとして、自らが本件原発事故惹起について「法的責任」を負っていることを認めてはいない。被告東京電力に至っては、上記意見書において、「専門機関においても予見し得なかった巨大地震に起因して生じた本件事故について、被告東京電力に故意又は過失はない」などと述べ、自らが本件原発事故を惹起し、多数の被害者に、筆舌に尽くしがたい苦しみを与えた加害責任を回避しようとしている。

こうした被告国及び被告東京電力の姿勢は、本件原発事故後の被害者対応についての被告国及び被告東京電力の姿勢にも、当然ながら色濃く反映しており、だからこそ、原告らは、やむにやまれぬ思いで、被告国及び被告東京電力の加害責任を明らかにし、自らの生業、自らの地域、自らの生活など、全てにおける原状回復を求め、本件訴訟を提起したものである。

御庁が、こうした原告らの思いを真摯に受け止め、本件の審理進行にあたられることを強く求める次第である。

以上